

2018年10月 1日

改正 2019年 6月14日

規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）の医師就業規則第5条の規定に基づき、医師の給与に関する基本的事項を定めるものとする。

2 この規程に定めのないものについては、地方独立行政法人茨城県西部医療機構給与規程に準ずることとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構就業規則（以下「就業規則」という。）

第3条第2号に定める正職員のうち医師であるもの（以下「医師職」という。）について適用することとする。

(給与の種類)

第3条 給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 諸手当
- (3) 賞与

(基本給)

第4条 医師の基本給は、医師免許取得後の実就業年数に応じて定める。

2 医師の基本給額については、別表第1のとおりとする。

3 前項の金額を上回る基本給額を支給されている医師は、別表第1の金額に到達するまで昇給を停止する。

4 経済情勢の変化や法人の業績、世間の給与相場等環境変化によって別表第1の金額を変更することがある。

5 地方独立行政法人茨城県西部医療機構等級規程（以下「等級規程」という。）第4条第2項に定める医長以下の役職者に関しては、853,000円を基本給の上限とする。

(研修医)

第5条 研修医の基本給は、次のとおりとする。

(1) 研修医1年目 300,000円

(2) 研修医2年目 350,000円

(昇給)

第6条 昇給は、毎年1回7月に、医師免許取得後の実就業年数に応じて実施する。

(役職手当)

第7条 等級規程第4条第2項に定める医長以上の役職者には、役職手当を別表第2のとおり支給する。

(宿日直手当)

第8条 就業規則第42条に定める宿日直勤務をした医師職には、別表第3のとおり宿日直手当を支給する。

2 宿日直中に救急患者への対応など実働勤務が発生した場合は、時間外勤務手当を別途支給する。

(賞与)

第9条 賞与は、法人の業績と職員の人事評価結果を勘案して6月と12月に支給する

2 賞与額は、基本給と役職手当の和に、支給係数を乗ずることで算出する。

3 支給係数は、法人の業績状況によりその都度決定する。

4 第2項で算出した賞与額を基に、理事長が人事評価結果を加味しながら、最終的な賞与支給額を個別に決定する。

(補則)

第10条 この規程に定めのない事項に関しては、都度理事長が判断をする。

附 則

この規程は、2018年10月1日から施行する。

附 則 (2018年規程第35号)

(施行期日)

第1条 この規程は、2018年10月1日から施行する。

(宿日直手当に関する経過措置)

第2条 当面の間、第8条宿日直手当の規定については、別表第3の手当額にかかわらず、宿日直手当50,000円、日直手当100,000円及び年末年始は宿日直手当62,500円、日直手当125,000円で運用する。

附 則（3回規程第2号）

この規程は、2019年7月1日から施行する。

別表第1（第4条第2項関係） 免許取得後実就業年数別基本給表（円）

| 免許取得後 実就業年数 | 基本給額 | 備考 |
|----------------|---------|------|
| 2 | 548,000 | |
| 3 | 573,000 | |
| 4 | 598,000 | |
| 5 | 623,000 | |
| 6 | 647,000 | |
| 7 | 672,000 | |
| 8 | 697,000 | |
| 9 | 721,000 | |
| 10 | 746,000 | |
| 11 | 771,000 | |
| 12 | 795,000 | |
| 13 | 799,000 | |
| 14 | 802,000 | |
| 15 | 806,000 | |
| 16 | 809,000 | |
| 17 | 813,000 | |
| 18 | 816,000 | |
| 19 | 820,000 | |
| 20 | 823,000 | |
| 21 | 826,000 | |
| 22 | 840,000 | |
| 23 | 853,000 | 医長上限 |
| 24 | 866,000 | |
| 25 | 879,000 | |
| 26 | 893,000 | |
| 27 | 906,000 | |
| 28 | 919,000 | |
| 29 | 932,000 | |
| 30 | 936,000 | |
| 31 | 939,000 | |
| 32 | 942,000 | |
| 33 | 945,000 | |
| 34 | 949,000 | |
| 35 | 952,000 | |
| 36 | 955,000 | |
| 37 | 958,000 | |
| 38 | 962,000 | |
| 39 | 965,000 | |
| 40 | 968,000 | |

| | | |
|----|---------|--|
| 41 | 972,000 | |
|----|---------|--|

別表第2（第7条関係） 役職手当額（円）

| 役職 | 手当額 |
|------|---------|
| 病院長 | 250,000 |
| 副病院長 | 176,000 |
| 所長 | |
| 部長 | 143,000 |
| 医長 | 15,000 |

別表第3（第8条関係） 宿日直手当額（円）

| 勤務内容 | 手当額 |
|-----------|--------|
| 宿日直（平常） | 20,000 |
| 宿日直（年末年始） | 30,000 |
| 半日直（平常） | 10,000 |
| 半日直（年末年始） | 15,000 |

備考 12月29日～1月3日を年末年始とする。